

日本大学教職員組合文理学部支部報

さくら 99 号

「この際みんなで組合に入りましょう！」キャンペーン号！

発行:日本大学教職員組合文理学部支部

2022年1月28日発行

今号のトピック

- 支部長挨拶
- 支部役員・執行委員のひとこと
- 組合紹介
- 日本大学教職員組合第59回定期総会報告
- 2021年度日本大学教職員組合文理学部支部総会報告
- 組合からの文理学部長への要求書とその回答
- 一連の不祥事に関する動向
- 教職員組合の加入申込書と控除依頼届

支部長挨拶

古川 隆久（史学科） —この際みんなで組合に入りましょう！—

2度目の支部長を務めます古川です。日本近現代史を専攻しています。実は最初の就職先（広島大学）では組合に誘われたものの、なんとなく面倒で入らないまま、3年で次の職場（横浜市立大学）に移りました。異動先では所属学部の教員のほぼ全員が加入していたため加入、順番で下っ端役員として組合報の編集に携わり、組合の大事さを認識することになりました。そして、3つ目のこの職場でも引き続き加入して今に至っております。

自分にとって、組合に入って良かったことは二つあります。①2018年のアメフト問題の時や、今回の不祥事のような異常事態の際、組合に守られていることで、ギリギリ良心に恥じない行動をとれること。②労働条件の悪化に泣き寝入りしないですむこと。

本学に限ったことではありませんが、何かおかしいと思っても一人で声を上げるのは怖いですが、しかし、何らかの形で労働条件に関わってさえいれば、組合の活動として安心して声を上げることができます。その方がストレスが少なく済むと実感しています。

役員はやらないで済んだ方が楽ですが、でも誰かがどこかでやらないと組合自体が無くなってしまいま

すし、役員をやると、大学業務以外で他学科、他学部の教員と知り合いになれて視野が広がるメリットもあります。

今回の一連の不幸事で痛感したのは、「もっと組合が強ければ！」ということです。組織率が半分を超えていれば、立派な「第三者機関」として、こうなる前に何らかの歯止めをかけられたかもしれず、泣き寝入りする人も減らせ、勤務先を名乗らざるを得ない時に緊張する経験をたびたびしなくても済んだかもしれません。

助教以上の教員も参加できる合同教授会があって、そこで遠慮なく議論ができるのは文理学部の特徴ですが、それは、組合員が 60 名を超えて、学内で最も組織率が高い職場で、執行部も組合出身者が多いことと無関係ではないはずです。

そうした状況を学部内のすみずみまで、さらに本学の全ての職場に広げていく一番手っ取り早い方法は管理職以外の専任教職員（任期制含む）全員が組合に入ることです。手続きがしやすいように、今号には申込書もつけました。教員はもちろん、職員の方もぜひ！

支部役員・執行委員のひとこと

副支部長 藁谷 哲也（地理学科）

2016 年度に支部長を務めましたが、今回は副支部長として組合と関わることになりました。よろしくお願ひします。2016 年当時の活動方針（課題）は、組合員加入者の増大、再雇用制度の運用停止、ガバナンスの会との連携、民主的な学部長選挙、支部交渉、組合の繰越額の減額措置の検討などが掲げられました。主要な項目のいくつかは、明らかなように未解決のまま課題として残されています。昨年の前理事長、前理事による脱税、背任事件がきっかけというのは情けないのですが、今年こそ大学、学部が生まれ変わるチャンスです。しかしそれを実現するには、組合も教職員の力を結集して、法人と対等に交渉可能な組織へと変わる必要があります。自明ですが、厚労省は「労働組合とは、労働者が主体となって、自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体及びその連合団体をいう」と定義しています。組合は組合員に対する不当行為や個別労働紛争に対して、かわって交渉することができます。組合員数が多いことは、より民主的な大学運営の証明であるだけでなく、より多くの組合員個人の保護にも繋がります。大学に多くの意見を届けるためにも、未加入の方には組合への加入を是非ご検討ください。

書記長 久保田 裕之（社会学科）

両親の看護・介護などが重なりしばらく組合活動から離れていましたが、今年度は書記長として活動に復帰することになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。文科主導の複雑な経緯ではありますが、日本大学の病巣にメスが入ったのは重要な機会だと考えています。

ただ、久保田は組合の必要性は感じているものの組合活動には批判的でもあり、たとえば労働者としての要求はよりよい学術研究の場としての大学にプラスに働くとは限らないと考えています。大学本部の問題が大きすぎて影に隠れがちですが、時代錯誤な教授会や組合の方針に苛立つことも少なくありません。たとえば、若い世代の研究者の困窮を目の当たりにしてきた経験から、次世代の研究者育成や雇用の確保を、現職の教員の定年を超えた雇用の保障より優先されるべき重要な事柄と考えています。同様に、授業の質を担

保するために、授業内容が何らかの評価にさらされるのは当然であり、対外的にも必要なことだと考えています。

若い教職員の中には、現行の組合や組合的なものに批判的だったり嫌悪感があったりするせいで、距離を置いているという方も少なくないかもしれませんが、組合の中にも多様な意見があり、組合に批判的な議論をしていくことも可能です。未加入の方は、ぜひこの機会に加入を検討していただければ、嬉しく思います。

情宣（支部報担当） 石岡 丈昇（社会学科）

専門は、社会学、フィリピン地域研究です。前任校でも組合に加入しておりました。組合に加入することのメリットの一つは、学科横断的なつながりができることにあります。ベタっとした人間関係ではありません。なんとなく一緒に場を共有する中で「知り合い」が増えていることが重要で、そうすれば、いざ困った時に、頼りにする選択肢が意外に増えるものです。所属する事務室や研究室だけに幽閉されていると、その空間が絶対のものになってしまいます。そのとき、ふと別の事務室や研究室の様子が耳に入るならば、自分のいつもの空間も、絶対的なものではないのだと気づくことができるでしょう。多様な密度の人間関係を保持することは、現実を豊かにすることであるはずで

会計 三澤 真美恵（中国語中国文学科）

中国語中国文学科の三澤です。専門は台湾史、華語圏映画です。2017年に大病して以来、久しぶりに支部役員に復帰しました。数ヶ月の入院生活でしみじみ感じたのは「助け合うのはお互いさま」と言ってくれる仲間がいることの有り難さと、制度的なセーフティネットの大切さです。明日、何が起きるか、誰にも分かりません。だからこそ、組合を通じて、互いに助け合える仲間を増やしましょう。

会計監査 土屋 好古（史学科）

史学科の土屋です。会計監査を務めることになりました。来年度末で定年を迎えることになります。着任と同時に組合に加入し、この間ごく一部の年を除いて支部役員を務め、また田中体制発足時には、執行委員でもありました。組合は田中体制下の学内で、田中体制に一貫して批判的な唯一の組織でした。それが大学全体に広がらなかったのは組合の力不足ですが、その原因は組合員の規模の小ささです。二度と今回のような不祥事を起こさないためには、組合の力が必要だと信じています。多くの方の加入を期待しています。

支部役員（日本大学教職員組合執行委員長） 鈴木 功眞（国文学科）

国文学科の鈴木功眞です。文理学部支部から中央執行委員会に派遣される形で参加し、今年は執行委員長を務めることになりました。挨拶もそこそこに、文科省から本学への指導に対する意見書を取りまとめたり、大学側が文科省に提出した回答書に対するコメントを取りまとめたりと調整役を担当しております。

前理事長田中英壽被告は本学より解任されましたが、それで本学の管理運営体制が健全になるのかを中心に活動していきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、組合が本学の管理運営体制をしっかり監視できるよう、皆さんの御協力も仰ぎたく存じます。

支部役員 大場 博幸（教育学科）

今期、支部の執行委員を務めさせていただきます。実を言うと組合での活動には後ろめたさも感じていません。というのも僕のような就職氷河期世代にとって「労働組合」とは「若年層を正規雇用から締め出して、年配の正規雇用者の既得権益を守る悪の組織」というイメージだからです。僕より若い世代の人がなかなか組合に加入してくれないのも、同様の印象を持っているからだと推測します。

このような人間がなぜ組合員をやっているのでしょうか。アカポスを得て「労働貴族」の側にまわったから、というわけではありません。30代半ばになってやっと常勤職を得たその赴任先で、同じ学科の同僚が大学の不正を告発して解雇され、裁判沙汰になるというのを間近で見たからです。当時僕は学務で広報委員をしていましたが、事件が報道されて以降、学生募集のために費やした時間と労力は無駄になりました。「トラブル対応専門」職員によるヤクザまがいの恫喝も明るみになり、「やってられねえ」の一言です。こうした経験から、待遇などの話以前にまず自分の職場がまともであってほしいと願うようになりました。

今では次のような認識を持っています。労働市場の問題とは別に、その職場に特有の問題があって、その解決のためには関係者の協力が必要である、労働組合はその一つの答えとなる、と。もう制限字数を超えますね。とにかく良い職場をつくっていく所存です。

支部役員 後藤 範章（社会学科） ー組合-学部連携に係る特任教授のロール・モデルー

昨年の支部長に続き、今年も支部役員を務めます。4月から特任教授に移行しますので、教授会には出席することも発言することもできなくなります。なので、組合を通して学部執行部を絶えずチェックし、時には真正面からも申すようにしていこうと思います。特任教授としてはおそらく初の支部役員になりますが、「あらっ、こんなこともできるんだ!?!」ということをお示しできれば、と考えています。

特任教授の皆さんも、ぜひ組合に結集しましょう!!

支部役員 十代 健（物理学科） ー組合にもダイバーシティー

アルコール中でのブラウン運動（酔歩）の研究をしている物理の十代です。私が組合に入ったのは特任教授制度に対する反感でした。文理融合を目指している学部なのかもしれませんが、人と人との交流が手取り早く融合を加速でき、組合、さらには、組合でも役員をすると人脈が強固にでき、非常に良かったと感じています。学科によって文化が様々に違うことを垣間見て、良いところをそれぞれ取り入れていけば、どんどん文理学部は良くなれると思っております。教員の立場、職員の立場、さらには、大学と付属校の違いなど、ダイバーシティを語るためには、組合員も多様性が必要です。皆さんも、背任事件をきっかけに組合に入会しませんか。

支部役員 田中 ゆかり（国文学科）

専門は日本語学（方言研究、社会言語学、計量言語学）です。支部役員は三役を含め、2000年の着任以来、相当回数務めてきたと思います（現行の「さくら」のテンプレートは、丸ゴチフォントにはまっていたころのわたしが作成したものです。いつだったかは忘れちゃった...）。この間、通称名使用や留学生周りの改善については、とくに力を入れて問題提起をしてきました。着任時よりマシになっていることもありますが、それでもないことも多々あります。あきらめたら終わりという意識をもって、よりマシな世界になるよう、「現

実」に働きかけたいと思っています。支部を構成員属性の観点から振り返ると、多様性に富んだものとはいえないと思います。さまざまな考え方を反映させていくには、構成員の属性多様化が鍵になると思います。加えて、何かを変えるには数の力も大切だと思います。「さくら」ご覧の未入会の方、組合への入会をぜひご検討ください。

支部役員 初見 基（ドイツ文学科）

引きつづき支部役員をお引き受けすることになりました。よろしくお祈りします。

理事長らによる犯罪容疑が露呈したのを契機に、私たち教職員の手によって大学を改善しようという動きも活性化しつつあります。大学理事会の歪んだ体制を正面から批判してきた教職員組合の存在価値も、あらためて正当に評価されてしかるべきでしょう。とはいえ、結局のところ検察庁、文部科学省という国家の絶大な力によってしか従来の構造を変えられない深刻さを、日本大学教職員は苦々しく噛みしめなくてはなりません。

教育・研究への露骨な介入が少なかったのは、田中理事長時代の「良き」面でした。文科省からの圧力もとでいまや局面は変わりました。30年遅れながらの大幅な「大学改革」を日本大学が迫られる段になり、学内での諸利害対立を組合がいかにか調停できるか至難の業と呼ばなくてはなりません。それでも禍根を残さぬよう努めたいところです。

組合紹介

加入方法

今号の巻末に刷り込まれている加入申込書と控除依頼届に記入捺印の上、まず PDF か写真（鮮明に！）を添付ファイルで古川隆久（XXXXXXXXXX）までお送りいただき、紙のものも学内便で古川にお送りいただくか、お近くの支部役員にお渡しください。なお、年俸制の方は控除依頼届は別書式ですので古川までご請求ください。特任教授の方は控除依頼届は不要です。

組合費について

日本大学教職員組合は、組合員の皆さんからいただく組合費によって運営されています。専任教職員の場合は基本給（本給＋加給）月額（一時金除く）の1%、任期制教職員の場合は月額相当額の0.6%で、給与からの控除（チェックオフ）となります。専任教員を定年となった後の特任教員の方も引き続きご加入いただけます。

組合費は組合の口座に集められ、適宜支部に配分されます。組合としては、弁護士顧問料、HP維持費、対面会議参加者の交通費、配布物などの印刷費、専従職員（2022年1月現在資金不足でアルバイト対応）の給与などに、支部では配布物などの印刷費、支部総会後の懇親会費（コロナ禍では休止）などに使うほか、組合全体でも支部でも、いざという時（不当解雇などの裁判、万一の際のストライキなど）の費用として貯蓄されています。

主な活動

組合全体としては、執行委員会が大学本部と給与（ボーナス、ベースアップ）や労働条件について適宜団体交渉を行っています。支部でも、年1回程度、学部固有の労働環境や労働条件について、支部役員と学部執行部と交渉（支部交渉、先方は話し合いと呼称）しています。組合全体でも支部でも年1回総会を実施し

て予算や活動方針を決めています。

支部では、個々の組合員の労働条件や待遇に関するお悩みの相談にも応じています。

日本大学教職員組合第 59 回定期総会報告

藁谷 哲也(地理学科)

総会は、2021 年 12 月 26 日 13 時からオンライン形式で開催されました。議事内容は大きく次の 4 つのパート、すなわち、1) 私立大学の情勢、2) 日本大学の情勢、3) 執行委員会に関する 2021 年の活動報告と 2022 年の課題、4) 組合員拡大と組織強化(書記局体制)に分かれます。詳細は「議案書」に記載されていますが、簡単に報告し印象を述べます。

1) では、文科省が 2021 年 7 月に設置した「学校法人ガバナンス改革会議」の審議結果をもとに、今春国会に提出される私立学校法など関連法案の改正案に関して、評議員会から教職員を除外することの問題点が報告されました。日本私大教連は、評議員会の構成について、①教職員から選出された評議員を評議員定数の 4 割程度とし、②卒業生、③私立学校の教育・研究及び私立学校の運営・経営に識見ある者(学識経験者)をそれぞれ 3 割程度とすることを提案しています。日本大学の事件は、こうした大学ガバナンス議論のさなかに明るみに出ました。一方、中教審大学分科会「質保証システム部会」では、大学設置基準改正等の検討が急速に進んでいます。専任教員・専任教員数の基準の見直しなども検討されていることに対して、私大連盟は卒業要件にかかわるオンライン授業による修得単位数の上限撤廃や、設置基準の校地校舎等の条文の削除に賛成する一方、教員の定義の見直し、定員管理の緩和、図書館に関する条文削除などを求めています。

2) は、田中理事長逮捕・日本大学理事による背任事件の経過と組合から意見書提出の動き、および各教科校から日本大学本部への「応能負担拠出金」増額に関する問題提起です。事件の経過と意見書の提出については、すでに公表されているので省略します。「応能負担拠出金」は、これまでの拠出金に加えられるもので 2022 年 4 月施行予定です。これを盛り込んだ「日本大学財政調整積立金規定」の改定は、学部予算に重大な影響を与えることから来年度予算の検証が求められました。

3) は、理事会に 2021 年 4 月 16 日に提出した「2021 年度春闘要求書」や 7 回行われた団体交渉に関する報告です。団交の中で理事会は、責任担当コマ数は 5 コマであり、担当講義時間数の 8 コマは強制でなく「お願い」であることを認めています。一方、再雇用制度の廃止(2020 年 7 月 31 日の理事会にて、2021 年 3 月末をもって再雇用制度そのものの廃止が決定)について、組合は認めていないと繰り返し交渉の継続を求めています。定年延長制度の廃止、再雇用制度の導入、運用停止・廃止、そして特任教授制度の導入は、教員に対する不利益変更の強行で、組合はこれらを容認していません。事前の意見交換を求めていた組合になんら提示することなく再雇用制度の廃止・特任教授制度へと一本化したことは、不誠実団交以外の何ものでもないと強調しています。不誠実団交の背景には、組合員数が少なく組織率が低いという問題がありそうです。清水執行委員長は、団体交渉時に組織率の低い組合と交渉する意味があるか、と先方に言われて抗議した話を披露されました。4) では 2020 年 9 月 31 日時点の組合員数が 243 名と報告され、組織強化を図るために一層の広報活動の強化が求められました。2022 年度は、国文学科の鈴木功真氏が執行委員長に選出されました。ご活躍を期待するとともに、支部としてもその活動を支援していきましょう。

2021 年度日本大学教職員組合文理学部支部総会報告

久保田 裕之(社会学科)

支部総会は、2021年12月8日(水)の18:10から、今年度もコロナ下でのオンライン開催となりました。委任状とオンラインでの出席者を合わせて総会成立が確認され、続いて三澤議長が選出されたあと、2021年度の活動報告(後藤)、会計報告(山本)、監査報告(古川)が報告、承認されました。その後、2022年の活動方針(後藤)、予算案(山本)が審議され、問題なく承認されました。続いて、事前の投票の開票結果にしたがって、総会代議員ならびに各役員・委員候補者が選出され、その後古川新支部長の元での調整を経て、今期の配置・分担が決定しました(以上、敬称略)。

その後の「その他」では、明海大と筑波大にかかわる「要望書」に支部として署名・承認が可能かについての議論と、関連して先に加藤学長・理事長に提出したオンライン署名と組合との関係、また、教員の「兼業」に関する問題提起と意見交換が行われ、兼業についてはその後 ML でも継続し情報交換が行われました。兼業については、「雇用主が生活を保障する」という雇用契約の建前を崩しかねないことと関連して慎重に検討すべきとの意見や、職員と教員間の必要性や労働の差の問題もあることなどが議論されました。

私見では、当初の問題提起は曖昧に運用されている兼業について、後の撤回や恣意的な方針転換から守られるよう「明文化・制度化すること」も含まれており、「兼業」の程度や形態(スポットでの講演から、非常勤講師、役員への就任、個人事業や法人化を含めた起業まで)、教員と職員の職務の性質の差を念頭に置きながら、他大での状況の調査を含めて、曖昧に許容されている現状からどのように制度化するかを議論していくべき必要性を感じました。新体制のもと、支部交渉に向けた準備をしていきたいと思えます。

組合からの文理学部長への要求書とその回答

学部長に対する要求書

2021年11月30日

日本大学教職員組合文理学部支部長
後藤 範章

ついに事態は現職理事長の逮捕という事態にまで至りました。本学の社会的信用を早急に回復するためには、責任者による説明と、本学の管理運営体制の早急で徹底的かつ民主的な改革が必要です。

そこで、学部長に対し、以下のことを求めます。

- 1、加藤直人学長に対し、早急に記者会見を開き、事態の説明をするよう強く求めること。
- 2、理事会において、以下の点に特に留意しつつ、本学の管理運営体制を早急に徹底的かつ民主的に改革すべきことを主張すること。
 - ①理事の半数が教員となるようにし、理事長は学長が兼任すべきこと。
 - ②理事長推薦の理事は廃止すること。

- ③理事の再任は 1 回までとすること。
 - ④評議員会が理事会から独立して理事長及び理事会に対するチェック機能を十全に果たすために、理事長や理事の評議員への兼任を禁ずると共に、「学校法人日本大学寄附行為」第 24 条第 1 項第 8 号の
本学出身者枠を半減させ、第 9 号に関しては本学と「関係ない」の学識経験者とすること。
 - ⑤学長、学部長の選挙制度を旧制度（立候補制、学長に関しては選挙権者を全学教員とする）に戻すこと。
 - ⑥一連の改革が終わり次第、学部長以外の理事は総て退任すること。
- 3、本学部合同教授会において、これまで通り詳細な説明を行うこと。
- 4、本学部の学生や保護者に対し、10 月 12 日付の学部長メッセージと同様に、学部 HP で明確なメッセージを早急に発すること。

以上の要求に対する学部長の考え方につき、1 週間程度で文書による回答を求めます。

【2021 年 10 月 13 日付の「要望書」については、本紙『さくら』98 号に掲載】

2022 年 1 月 18 日

日本大学教職員組合

文理学部支部長 後藤範章殿

要求書に対する回答

日本大学文理学部
学部長 紅野謙介

まず、貴支部より 2021 年 10 月 13 日付けで背任事件の解決をめぐる「要望書」をいただきながら、長く回答ができずにいたことをお詫びします。お伝えしていたように、早くに「回答」案を作成していましたが、本部の総務部・人事部・危機管理オフィスなどで協議がなされ、結論の出ないまま、渋滞がつづいていました。最終的に判断は文理学部長に任されたにとらえていいかどうか、迷っているうちに、前理事長の逮捕があり、11 月 30 日付けで「学部長に対する要求書」をいただく始末となりました。しかし、これについても、事態の収束に向けて理事会・学部長会議等であわだしく奔走していたなかで、あっという間に時間が経過してしまいました。

そこで 11 月 2 日の日付で用意されていた最初の回答書を別紙として添付するとともに、30 付けの要求書に対する回答を以下にまとめましたので、あらためてお送りします。

記

1 学長に対する記者会見の要求について

元理事の逮捕・起訴、そして前理事長の逮捕とつづいたわけですから、この前代未聞の事態に対して、学校法人として早急に社会に対する説明責任を果たすべきことは言うまでもありません。学部長として、また

本法人の理事の1人として、加藤学長には記者会見を求めていきました。危機対策本部長が渡邊武一郎副学長に代わったとき、11月22日付けで学長・副学長宛に「学校法人日本大学の名誉回復と組織改革をめぐる緊急提言」を提出しました。10項目に及ぶ提言のなかで「本学の名誉回復と組織改革の方針について記者会見等を通じて正確かつ誠実に伝え、あらゆる質問に答えていく」ことをあげています。

2 理事会における民主的な改革について

前理事長の逮捕前でしたが、上でふれた「緊急提言」で私は、理事長、常務理事、そして全理事の辞職を求め、新たに理事・評議員の選出を行うことを提案しました。そこでは「理事の諸規程、評議員の諸規程を改訂し、新たに理事・評議員の選出を行うべきです。しかも、その選出過程の透明化・民主化をはかっただきたい。理事長、常務理事の選出においても同様の措置をとり、理事会構成メンバーのジェンダーレス化や学外・非出身者などの多様化、そして会議の実質化を目指します。とりわけ有識者や学外から理事を選出することが組織改革のなかでも眼目となるでしょう」と書いています。結果的にこの役割は日本大学再生会議に委ねられましたが、理念としてはこうあるべきだと今も考えています。

3 合同教授会での説明について

これまでも、できるかぎりくわしく本部の対応や問題点について説明してきました。1月20日も同様にするつもりです。おそらく岡隆次期文理学部長も同様にされるものと期待しています。

4 本学部の学生・保護者への説明について

10月12日に、私は学部HPに「学生、保護者、卒業生ならびに教職員のみなさまへ」というメッセージを掲出しました。このときは元理事の逮捕を受けてのことです。その後、前理事長の逮捕を受けた12月6日には「正義と自由の旗標のもとに」というメッセージを、そして12月18日には「在学生・保護者・卒業生のみなさまへ」というメッセージをあいっいで出しました。

法人が文部科学省の指導通知に対する回答を提出した今年1月11日以降、4回目のメッセージを出すかどうか迷いましたが、加藤理事長・学長によるまず教職員向けの動画メッセージがあり、さらに学生・保護者向けの動画メッセージも用意することだったので、それを待っている状態です。これまで一貫して、事件があればまず説明責任を果たす、しかも、木で鼻を括ったような形式的なメッセージではなく、責任主体としての話し手が心に浮かぶ言葉で出すべきだというのが私の持論です。教職員向け動画を見た翌日には、加藤理事長・学長にその感想と批評をお送りし、その意見もふまえて学生・保護者向けも作成するべきだと提案しました。

今回の本部役員による大失態は、さまざまな要因によるものと考えますが、背景には過剰な中央集権化と個人への権力の集中、相互監視体制の不備が大きく関わっています。私を含めた役教職員の責任はとりわけ重大です。同時に長年、つちかわれてきた本法人の権威主義・官僚主義・形式主義の傾向が厚い壁をつくっていて、これを打破することは容易ではないという思いも強くしています。ひとりひとりの思考習慣、言動のかたちを変えていくためには、異質なもの同士の持続的な対話と議論が不可欠です。貴組合もまた存在感を高めることを通して、法人の再生に協力していただくことを願っています。

以上

2021 年 11 月 2 日

日本大学教職員組合
文理学部支部長
後藤範章殿

回 答 書

文理学部長
紅野謙介

10 月 13 日付けの「要望書」を拝見しました。文理学部長としてお答えできる範囲は限られていますが、質問に答える形でお答えいたします。

1 学生・保護者・教職員に宛てたメッセージについて

これについては、「要望書」の前日、10 月 12 日に学部長個人の名前で「学生、保護者、卒業生ならびに教職員のみなさまへ」というメッセージを学部 HP に掲出しました。果たして「彼ら／彼女らを『守り抜く』覚悟」を表わしているかどうかはまだまだ心もとないながらも、学部長・理事としての責任と、適切な対処と組織改革の必要を述べています。現段階では、これ以上に文理学部からお示しできる情報も内容もありません。

2 入学希望者や市民への反省とお詫びの言葉について

報道ならびに学部長会議や理事会での報告を見るかぎり、この事件は大学本部と大学事業部を舞台に展開されました。学部としては、ほとんど関係がありません。そうしたなかで学部を代表して反省とお詫びを述べることは、形式だけの発言になりかねません。反省とお詫びは学校法人として出されるべきで、いかに問題があるとはいえ、学部単体で発表されるべきではないと考えます。軽々にそのような発言をすることは、かえって無責任な傍観者のように見えるのではないのでしょうか。

3 理事会・学部長会議での働きかけについて

組合としてそのような要望を出されることに一定の理解はできますが、学部長会議や理事会の席上で直接の責任追及を行うことは一過性の発言で終わり、「正義派」の自己満足をもたらすだけになる危険性が高いと思われます。確実な実行が見込めない以上、遠吠えに終わってしまうでしょう。理事会の一員としての責任は痛感していますが、学部を代表するがゆえに個人的な言動は慎みたいと思います。学内の最終的な調査結果と、検察庁、国税庁、文部科学省の判断を待つしかありません。

4 ガバナンス不全という批判について

ガバナンスという言葉は、この 30 年ほど、日本の大学運営において強調されてきました。国立大学の独法化以降、国公立大学で起きたことが 10 年遅れで私立大学に現れたのは周知の通りです。多くの国立大学法人が学長への権力集中によって、「リーダーシップ」を取り戻す一方、民主的な運営がなされず、多くのトラブルを抱えました。私立大学もガバナンス強化の名目により、法人としての意思決定が強化されました。今回の事件も、基本は同じ構造があります。日本大学のみ特殊事情に起因するものではなく、日本の大学

一般に押し寄せている中央集権化と、美辞麗句の乱舞を見すえて普遍的に捉えることも重要だと考えます。さらに、これを契機に情報統制や中央集権化を進めるのではなく、本学にふさわしいガバナンスの形を探ることこそ必要ではないかと考えます。

以上

一連の不祥事に関する動向（検察、日大、組合、組合文理支部）

9月8日 東京地方検察庁が日本大学本部及び株式会社日本代学事業部などを捜索

9月10日 第6回理事会 規程に基づき危機管理委員会で対応する旨を決議

10月7日 当時理事であった井ノ口忠男氏が本学医学部附属板橋病院の建て替え計画を巡る（以下、「建て替え計画」）背任容疑で逮捕

※日本大学教職員組合（以下組合）「日本大学理事による背任事件」に関する声明 発表（『組合報』849号掲載）「日本大学教職員組合は、これまでの団体交渉などにおいて、理事の選出方法や定年制の施行、そして事業部の事業内容や資金の透明性の確保について要求し、法人と大学の民主化を強く求めてきました。しかし、法人はその要求にことごとく応じてきませんでした。今般の事態は法人が組合の民主化要求を長年無視し続けた結果であり、組合は、理事長および理事会の責任はきわめて重大〔中略〕法人自らが責任をもって真相を究明するとともに、事件の経緯と再発防止策を含めた今後の対応について公の場で説明することを強く求めます」

10月8日 臨時理事会 井ノ口同理事への辞任勧告、危機対策本部の設置を決議、日本大学事業部株主総会で井ノ口取締役の解任を決議

※清水明美組合執行委員長より田中英壽理事長あて「日本大学理事による背任事件」に関する要求書 発出

要求事項①「理事長が記者会見等の公の場で事実を説明し、今後の対応策について説明」

②「組合、評議員会、教授会に対して、上記1の内容を理事長あるいは理事会が説明」

③「危機管理委員会の組織構成と現在までの決定事項について、組合に説明するとともに公表」

④「真相究明並びに再発防止を図るために、至急、第三者委員会を設置し、その結果を公表」

⑤「日本大学アメリカンフットボール部における反則行為に関する第三者委員会」最終報告書に対する理事会の現在の認識と評価を組合に説明し、公表」

⑥「アメリカンフットボール部学生に対して学内で「口封じ工作」を行い、その後日本大学理事・事業部企画部長をいったん辞した井ノ口氏が、日本大学理事に復帰し、事業部取締役となった経緯を組合に説明し、理事長をはじめ理事会の任命責任を明らかにした上で、公表」

⑦「事業部の活動の透明性を高めるために、法人と事業部との人的関係、債権債務なども含めた取引関係、資本関係、ならびに事業部の決算の詳細も含めた情報について組合に説明し、公表」

10月12日 文理学部合同教授会で、紅野学部長が一連の不祥事について説明

文理学部 HP に「【学部長メッセージ】学生、保護者、卒業生ならびに教職員のみなさまへ」掲載

「私自身、学部を代表して学部長会議に加わり、同時に理事会メンバーのひとりでもあるので、これが事実であるならばたいへん腹立たしく、また知らなかったとはいえ、そのような不祥事を見過ごしていたことにもなり、まことに申し訳なく、恥じる次第です。学部長、理事として心よりみなさまに深くお詫びいたします。

3年前のアメリカンフットボール部の危険タックル事件のときも、大学は厳しい批判を浴びました。しかし、今回はそれ以上に重大かつ悪質な案件です。なぜこのようなことが起きたのか、なぜ未然に防げなかったのか、事件の背景や要因を見きわめ、厳正に対処していきたいと考えます。」

・この段階での長文の学部長メッセージ HP 掲載は文理学部のみ。

10月13日 ※後藤範章組合文理学部支部長より紅野謙介文理学部長に「要望書」発出（『さくら』98号掲載）

- ①「学生・大学院生・卒業生とそのご家族、そして教職員に向けて、学部長から心に響き渡るようなメッセージを発して、彼ら／彼女らを「守り抜く」覚悟を明確に示していただきたい」
- ②「日本大学（文理学部）への入学希望者や数多の市民にも、部内者として反省とお詫びの言葉を述べると共に、拱手傍観することなく当事者として改革していく姿勢とメッセージを届ける」
- ③「井ノ口氏の理事復帰を許した当時の理事会のメンバーでもあった責任を痛感して、自浄作用が働くように最大限の努力をしていただくこと」
- ④「日本大学のガバナンスや大学経営の仕組みそのものを根本的に改善することが必須です。理事会や学部長会議等で真剣な討議を重ねて、実効性の高い処方箋を採って下さい」

10月18日 井ノ口理事からの理事及び評議議員の辞任願を受理。同日を持って退任

10月27日 井ノ口氏起訴。医療機器導入等を巡る（以下、「医療機器導入」）背任容疑で再逮捕

11月5日 第9回理事会 被害届提出の保留を決議（判明している情報に基づく判断として）

11月16日 井ノ口氏追起訴

11月24日 ※清水執行委員長より田中理事長に対し、「日本大学理事による背任事件」に関する要求書に関する団体交渉申し入れ（明確な回答がないため）

11月29日 当時理事長であった田中英壽氏が所得税法違反容疑で逮捕

11月30日 ※組合「学校法人日本大学理事長逮捕にあたっての声明」発表

理事会に対し「田中容疑者の理事長としての資格を停止し、井ノ口忠男元理事らによる背任事件とあわせて理事会自らが真相を究明するとともに、責任の所在を明確にしたうえで、それらを公表すること」を要求 ※紅野文理学部長あてに後藤文理学部支部長「学部長に対する要求書」発出（1週間程度での返答を要求）
要旨①加藤学長に対し、早急に記者会見を開き、事態の説明をするよう強く求める。②理事会で本学の管理運営体制を早急に徹底的かつ民主的に改革すべきことを主張する（細目略）。③本学部合同教授会において、これまで通り詳細な説明を行う。④本学部の学生や保護者に対し、10月12日付の学部長メッセージと同様に、学部 HP で明確なメッセージを早急に発する。

12月1日 臨時理事会 田中氏の理事長職辞任の受け入れ、加藤学長の理事長兼務、「建て替え計画」および「医療機器導入」背任事件の被害届提出を決議、全理事が辞任願提出（新体制成立まで職務継続）

12月2日 東京地方検察庁及び東京国税局が日本大学本部などを捜索

12月3日 第11回理事会 田中氏の理事解任を決議 全法人監事が辞任願提出（新体制成立まで職務継続）

12月6日 東京地方検察庁に「建て替え計画」及び「医療機器導入」背任事件の被害届提出

12月10日 臨時理事会 井ノ口及び田中氏の役員報酬及び退任慰労金の不支給等を決議

12月13日 「建て替え計画」背任に係る事実関係についての調査結果公表

日大 HP に【「理事長メッセージ」日本大学再生に向けて】掲載

「本学前理事長の所得税法違反での逮捕及び元理事の背任容疑での逮捕・起訴に関し、学生・生徒等及び保護者、卒業生、関係者の皆様におかれましては、ご心配をおかけしてしまい大変申し訳ありません。日本大学130年の歴史の中で、理事長が逮捕されるという前代未聞の不祥事により、先人達が築かれた、伝統ある日本大学の名が汚されたということに、悲しみと憤りを感じておられることと思います。

日本大学は、教育・研究機関としての役割を今一度自覚し、あらためて日本大学や付属校がすばらしい教育・研究機関であると誇れる体制を築き上げるべく、誠心誠意努力してまいります。そして、日本大学が社会に広く貢献できる存在であり続けるために、学生・生徒等及び保護者、卒業生、関係者の皆様としっかり向き合っていく所存です。〔中略〕今回のことを極めて重く受け止め、より一層の学生中心の教学施策を押し進めるとともに、次の事項を速やかに実行し新しい日本大学を築いていく所存です。

なお、ご心配されている学費の値上げについては予定しておりません。

- 1 日本大学は、前理事長及び元理事の影響力を排除し、これまでの管理運営体制を一新いたします。また、両名に対する役員報酬及び退任慰労金は、いずれも支給いたしません。
- 2 日本大学は、株式会社日本大学事業部におけるこれまでの業務を精査し、清算を視野に対応してまいります。
- 3 日本大学は、本学の新たな道を築くために、外部有識者を中心とする、「日本大学再生会議」を組織し、日本大学の未来に向け、本学の管理運営体制等の抜本的改革を行ってまいります。

12月15日 臨時評議員会 田中氏の評議員解任を決議 新たな制度による新評議員が決定次第、現評議員は辞任することを決議

12月17日 法人が文部科学省から学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告に関する指導文書を受領、臨時校友会役員総会（持ち回り開催）で、田中英壽校友会会長、井ノ口忠男校友会副会長及び藪本雅巳校友会副会長の役員解任及び除名決議案が可決され、同日付で解任及び除名

12月18日 文理学部 HP に「【学部長メッセージ】在学生・保護者・卒業生のみなさまへ」

「つい昨年、130周年を祝ったばかりの本学にとって、その歴史と伝統を汚す出来事であり、しかも、学校法人のトップが引き起こしただけに痛憤を禁じ得ません。学校法人の中核で起きたこの事件は、理事会がいかに形骸化し、チェック機能が弱かったかを明らかにしました。〔中略〕怒りと嘆きとともに、私も学部長として理事のひとりをつとめており、見逃した責任を痛感し、心より深くみなさんにお詫びいたします。〔中略〕実質的には経営部門の下に教学部門が従属するようなかたちが作られたところに問題の根があったと考えられます。しっかり議論を重ねながら、運営全般を適切に検証するような仕組みができていなかったのです。」・この段階での長文の学部長メッセージHP掲載は文理学部と芸術学部のみ。

12月20日 田中前理事長起訴

12月21日 ◎日本大学教員有志 44名（本支部組合員多数参加）を呼びかけ人とするネット署名「日本大学の信頼回復のために社会的責任を果たしてください！」（16836筆）を加藤理事長が受理、

12月24日 ☆在学生有志による本学前理事長や元理事らの一連の不祥事に対する「日本大学へ運営体質改善を求める署名」を加藤理事長が受理、法人本部、教職員に対する意見聴取を開始（12月31日まで）

12月27日 臨時理事会、「日本大学再生会議」設置承認

☆日本大学法曹会の本学前理事長や元理事らの一連の不祥事に伴って文部科学省から出された指導文書に対する「第一提言書」を加藤理事長が受理

※組合、加藤理事長に対し「文部科学省から学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告に関する指導文書」についての意見書」を提出

「第一に、このたびの背任および脱税事件に伴う対応で、学生への不利益、教職員の労働条件の悪化はあってはならない。

第二に、加藤理事長に対しては、組合からのこの提案を日本大学再生会議（以下、再生会議とする）に伝達することを求める。

第三に、再生会議に対しては、中間段階での検討結果を公表し、教職員からの意見聴取の機会をもうけることを求める。また、検討結果を公表した段階で、再び教職員からの意見聴取の機会をもうけるよう求める。

さらに、それらを踏まえて結果を再検討することを求める。」

12月31日 ◎日本大学教員161名(本学部教員多数参加)賛同による「日本大学の再生に向けての提案書」加藤理事長に提出される

三大理念「I. 「教学優先」の明確化と権力の分散化・民主化 II. 統治システムの転換と組織運営の透明化 III. 過去の悪弊の徹底解明と清算」

2022年1月11日 臨時理事会、「学校法人の管理運営に関する対応及び報告について(回答)」承認、文科省に提出

1月12日 加藤理事長による教職員向けビデオメッセージ配信

典拠

①無印と☆ 12/15まで『日本大学広報』778号(2021年12月15日付)「一連の事件に関する対応(令和3年)」、以後は日大HP(10月12日の文理学部合同教授会については議事録)

②組合の動きは組合HP(<https://union-nihon.sakura.ne.jp/>)

③◎は「日本大学の信頼回復のために社会的責任を果たしてください!」署名サイト(<https://chng.it/vVkk2Np2>)

◆組合に参加しませんか？

—研究できる環境づくり・充実した教育環境づくりのために—

研究・教育の実態を無視した経営のみの論理に批判的に対峙していける組織が必要です。未加入の方は是非ご参加ください。

《資料請求・ご相談》

古川隆久(史学科)、藁谷哲也(地理学科)、久保田裕之(社会学科)、石岡丈昇(社会学科)、三澤真美恵(中国語中国文学科)、土屋好古(史学科)、大場博幸(教育学科)、鈴木功眞(国文学科)、後藤範章(社会学科)、十代健(物理学科)、田中ゆかり(国文学科)、初見基(ドイツ文学科)、

関心のある方は、上記の支部役員またはお近くの組合員まで、お気軽にお声掛け下さい。

日本大学教職員組合文理学部支部報

さくら 第99号

発行：2022年1月25日

*本紙は、支部組合員のみなさまから拠出された組合費によって刊行されています。

(基本給適用)

平成 年 月 日

殿

所 属
資 格
氏 名

印

組 合 費 の 賃 金 控 除 依 頼 届

私は、日本大学教職員組合費の賃金控除の取扱いについて、下記のとおり依頼致します。

記

1 開始希望時期

平成 年 月分給与支払以降

2 毎月の給与から控除する組合費の金額

基本給の100分の1 (100円未満切り捨て)

以上

加入申込書

フリガナ	
氏名	
生年月日	西暦 年 月 日 (歳)
住所 (自宅)	〒
メールアドレス	@
連絡先 (連絡希望先をご記入ください。)	(住所) 〒
	TEL (自宅・携帯・職場) 番号 (内線)
所属部科校 (所属部署)	日本大学 (文系の教員以外は、できるだけ詳しく記入願います)
資格	

日本大学教職員組合 執行委員長 殿

日本大学教職員組合の趣旨に賛同し、加入します。

年 月 日 氏名 _____ 印

書記局記入欄

チェック・オフ / 手集め	チェックオフ開始 年 月 日

※加入申込書は、下記組合書記局宛に郵送するか、または支部役員にお渡し下さい。

※組合費のチェック・オフ希望の方は、「**賃金控除依頼書**」が必要となります。